

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた 施設の使用禁止について（お知らせ）

令和3年9月9日に茨城県非常事態宣言が期間延長されたことを受け、9月26日（日）まで期間を延長し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、市では下記施設の使用を禁止することに決定しました。

利用者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

※電話相談については、引き続き実施します。

桜川市 福祉事務所長

◎該当施設

- ◆桜川市子育て支援センター岩瀬
- ◆桜川市子育て支援センター真壁

◎期 間

令和3年9月26日（日）まで